

平成 26 年分

税理士による所得税確定申告書の無料申告相談会および自書申告説明会

相談会、説明会を利用して早めの申告を

無料申告相談会

この相談会では、書面による申告書の作成もできますが、補助者の付き添いにより、簡単にパソコンでの申告書の作成と提出(送信)もできますので、ご利用ください。

① 住宅借入金等特別控除(2年目以降)・年末調整未済、年金所得者(土地、建物および株式などの譲渡所得のある場合は除く)。
② 住宅借入金等特別控除1年目の人は対応できません。

成田税務署が開設する確定申告書作成会場(イオンモール成田、最下段の確定申告書作成会場を参照)をご利用ください。
● 2月16日(月)～3月16日(月)の確

定申告期間中の市内会場は、市職員のみ対応となり、また、混雑が予想されます。

ぜひ、この相談会をご利用ください。

なお、会場への混雑状況の問い合わせは速慮ください。

自書申告説明会

自書申告説明会では、個別での相談は行いませんが、申告書が完成した場合は、その場で提出することができます。

① 年金所得：収入が年金のみ、または給与および年金の両方のある人で「住宅借入金等特別控除」のない人の還付申告(医療費控除の説明もあります)。
② 医療費控除：収入が給与のみ

で「医療費控除」を受ける人の還付申告。

● 必要なもの(相談会、説明会共通)：筆記用具、電卓、印鑑、源泉徴収票、生命保険・地震保険の控除証明書、国民健康保険税、介護保険料などの支払金額の分かるもの、国民年金保険料控除証明書など、「医療費控除」または「住宅借入金等特別控除」(医療費は集計しておいてください)など還付を受けるために必要な書類、申告者名義の

銀行などの口座番号の分かるもの。昨年の申告書の控えも参考になります。

e-Tax(所得税電子申告、納税)を利用されるみなさんへ

所得税の確定申告書の提出を、e-Tax(所得税電子申告、納税)を利用して行う人が近年増えています。このe-Taxを利用するには、住民基本台帳カード(住基カード)と電子証明書の取得が必要です。

市では、平日来庁できない人のために左表のとおり、取得の申請を受け付けます。

● 本人確認とパスワード設定を行います。必ず申請者本人が行います。

日程表

場所	日程	時間
市役所 市民課	2月7日(土)	午前8時30分～正午
	3月7日(土)	午前8時30分～正午
印旛支所 市民サービス課	2月21日(土)	午前8時30分～正午

※手続きに時間を有するため、いずれも申請は11時30分までとします。

なお、相談会、説明会とも申告書の提出のみの場合も受け付けます。

成田税務署(☎5151)。
※電話は自動音声で案内します。音声案内に従い、「2番」(税務署)を選択してください。

市民税・県民税申告書を発送

平成27年度市民税・県民税申告書を、1月下旬に発送します。申告が必要な人は、必要事項を記入のうえ、添付書類と一緒に返信用封筒で郵送または市役所市民税課、印旛支所・本笠支所市民サービス課窓口へ提出して

ください。申告書は、前年度の申告状況などから申告が必要と思われる人に広く送付するため、本来申告の必要がない人も送付されてしまう場合がありますのでご了承ください。

※申告の必要があるのに申告書が届かない人は左記までお問い合わせください。

市民税課市民税班(☎内線3243326)。

償却資産(事業用資産)の申告期限は、1月30日(金)です。まだ提出していない個人(個人・法人)は、お早めにお問い合わせください。

電子証明書の有効期間に注意
e-Taxを利用するための電子証明書には有効期間があります。

有効期間は、証明書の発行日から起算して3年となり、有効期間が満了すると失効し、電子申告などに使用できません。

平成24年に電子証明書を取得した人は、本年にその有効期間が満了となります。効力が失われると、再度電子証明書の申請(更新手続き)が必要です。

すでに電子証明書を取得し、今年e-Taxを利用される人は、ご自分の電子証明書の有効性を確認してください。

有効性の確認は、「公的個人認証ポータルサイト」(http://www.jpki.go.jp/)の「オンライン窓口」で確認できます。

市民税課市民記録班(☎内線234・237)、印旛支所市民サービス課市民福祉班

HPホームページ

メールアドレス

他そのほか

ご利用ください
成田税務署・確定申告書作成会場

平成26年分の所得税および復興特別所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書作成・提出会場を開設します。

2月2日(月)～3月16日(月)・午前9時～午後5時(受け付けは午後4時まで)。

※土曜・日曜日および祝日除く。2月22日(日)および3月1日(日)は開場します。

イオンモール成田2階イオンホール(成田市ウィング土屋24)。

※車での来場の場合、午前9時から10時までは、立体駐車場3階連絡通路から入る2階「C」入口が専用口になります。

※バスを利用する場合は、京成成田駅前からは6番のりば(バス)から千葉交通バスに乗車し、「モール東・イオン成田店」前で下車してください。

※上記期間中、成田税務署内には、確定申告書作成会場は設けておりません。

成田税務署(☎5151)。
※電話は自動音声にて受け、必要に応じて担当がお答えします。

※昼食時間帯は、職員が交代で対応するため、お待ちいただくことがあります。

なお、納税窓口がないため、口座振替をご利用いただくか、最寄りの金融機関で納税してください。

また、会場では納税証明書は発行していません。成田税務署で手続きをしていただきます。

提出しようとする申告書について納税証明書が必要な場合は、申告書を提出する前にお申し出ください。

1116)。

電子証明書の有効期間に注意
e-Taxを利用するための電子証明書には有効期間があります。

有効期間は、証明書の発行日から起算して3年となり、有効期間が満了すると失効し、電子申告などに使用できません。

平成24年に電子証明書を取得した人は、本年にその有効期間が満了となります。効力が失われると、再度電子証明書の申請(更新手続き)が必要です。

すでに電子証明書を取得し、今年e-Taxを利用される人は、ご自分の電子証明書の有効性を確認してください。

有効性の確認は、「公的個人認証ポータルサイト」(http://www.jpki.go.jp/)の「オンライン窓口」で確認できます。

市民税課市民記録班(☎内線234・237)、印旛支所市民サービス課市民福祉班

HPホームページ

メールアドレス

他そのほか

千葉県特定最低賃金の改正

千葉県特定最低賃金が下表のとおり改正されました。詳しくは下記へお問い合わせください。

☎千葉労働局労働基準部賃金室(☎043-221-2328)。

件名	改正時間額(発効日)
千葉県最低賃金	798円(H26.10.1)
調味料製造業	839円(H26.12.25)
鉄鋼業	880円(H26.12.25)
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	855円(H26.12.25)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	859円(H26.12.25)
計量器・測定器・分析機器・試験機、測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	841円(H26.12.25)
各種商品小売業	819円(H26.12.25)
自動車(新車)小売業	850円(H26.12.25)

凡例 開日時 会場 内容 対象 定員 参加費 申し込み 問い合わせ HPホームページ メールアドレス 他そのほか 携帯用電話